

- 1 ⑤ 憲法 99 条は、天皇、摂政及び公務員に憲法尊重擁護の義務を定め、一般国民には同義務を定めていない。もっとも、これは一般国民に同義務がないという趣旨ではなく、主権者である国民が同義務を負うのは当然のこととされる。
- 2 ③ 組織性のない犯罪や組織性が不明な犯罪であっても、全国の広範な区域の公共の安全等を害し、又はそのおそれがあるものと認められるもの（例えば、全国に流通する食品に毒物を混入させる事件や全国に及ぶネットワーク犯罪）であれば、本条に基づいて権限を及ぼすことができる。
- 3 ④ 正当防衛は、緊急避難と異なり、「正対不正」の関係にあるため、必ずしもその防衛行為が唯一の方法であることを要しない（補充性の原則は要求されない）。正当防衛における「やむを得ずにした」とは、反撃行為が急迫不正の侵害に対する防衛手段として相当性を有することを意味する。
- 4 ① 緊急逮捕状の請求権者は、通常逮捕の場合（刑訴法 199 条 2 項）と異なり、刑訴法上制限はない。したがって、司法巡査にも請求権はある。既に令状なしに被疑者が逮捕されている以上、できるだけ早く逮捕状を求める手続をとらなければならないからである。
- 5 ② 「職務上知り得た秘密」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密であって、自ら担当する職務に関する事項も当然に含まれるが、担当外の事項であっても職務に関連している限りこれに含まれる。
- 6 ⑤ 枝文は、被害少年の定義である（少年警察活動規則 2 条 7 号）。なお、ぐ犯少年とは、ぐ犯事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう（同規則 2 条 4 号、少年法 3 条 1 項 3 号）。
- 7 ① 相手方の承諾が得られた場合であっても、任意の家宅捜索を行ってはならない（犯罪捜査規範 108 条）。たとえ相手方が家宅捜索されることを承諾したとしても、憲法 35 条 1 項はこれを禁止しているものと解されるからである。
- 8 ③ 停車及び駐車を禁止する場所は、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に「5 メートル」以内の部分である。
- 9 ② テルアビブ・ロッド空港事件は、「日本赤軍」が引き起こしたテロ事件であり、メンバーの奥平剛士ら 3 人が、イスラエルのテルアビブ・ロッド空港において自動小銃を乱射し、一般旅行者ら約 100 人を殺傷した。
- 10 ④ 自然犯又は法定犯の区別は必ずしも明確でなく、例えば、酒酔い運転は道交法違反であるが、既に自然犯化したものといわれている。